

京都市告示第 171 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年8月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久世水0277号	南区久世川原町168番地地先 同区久世上久世町742番地地先	
2	山越水0025号	右京区山越東町13番地地先 同上	
3	桂水0135号	西京区桂久方町123番地地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)